

「八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）」
に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施の概要

- (1) 募集期間：令和5年（2023年）12月15日（金）
～令和6年（2024年）1月15日（月）
- (2) 提出できる方：市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・その他の団体
- (3) 提出方法：郵送、ファックス、電子メール、直接持参

2. 集計結果

- (1) 意見提出者数：16名

提出方法	電子メール	FAX	郵送	直接持参
提出者数	14	0	1	1

- (2) 意見数：53件

施策の分野	意見数
相談体制の強化	8
保健・医療サービスの充実	2
地域生活への移行	1
障害児のサービス提供体制の構築	5
地域で生活するための体制整備	15
障害者就労のさらなる促進	2
スポーツ・芸術活動の推進	2
障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	2
地域で支え合える生活環境の推進	1
バリアフリー社会の推進	4
防災・防犯対策の連携・強化	2
福祉サービスの質の向上	4
共に学べる学習環境の推進	1
その他	4

- (3) 御意見の要旨及び市の考え

頂いた御意見の概要と市の考えは、別添「八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について」のとおりです。

なお、御意見につきましては、趣旨を踏まえて要約しています。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
1	相談体制の強化	サービス等利用 計画相談	計画相談の目標で、成人4%・児童2%と共にセルフプラン率を下げる目標が低い。希望される方の全員が計画相談に繋がれる体制を整える事を大目標としてほしいです。	セルフプラン率を下げる割合は、年間の目標値となっています。基幹相談支援センターの開始が令和7年度(2025年度)の予定となっています。令和7年度(2025年度)末には、成人4%(約200人)、児童2%(約40人)となっていますが、その後は継続的にその割合を削減していくことが目標です。なお、この問題は相談支援事業所の体制を支援・強化していくことと、同時並行的に進めていく内容となりますので、事業所の方々とも課題を共有しながら、徐々に効果が出ていくものであり、現実的な目標値としています。
2	相談体制の強化	相談支援	相談支援事業所を利用できていない方が多くいる中、児童は、2%削減とは具体的に何人でしょうか？	令和7年度(2025年度)末において、2%約40人削減となります。その後も、セルフプランの児童を年間40人削減していくことを目指していきます。
3	相談体制の強化	相談支援	相談支援について、毎年支援学校や支援級に通うお子さんが100人くらいはいると思いますが、段階的に100人くらい増やしても、全然間に合いません。もう少し実態に沿った計画をお願いします。	空きがない問題の解決には、相談支援事業所の体制を支援・強化していくことが必要不可欠であり、相談支援事業所の方々とも課題を共有しながら、徐々に効果が出ていくものと認識しています。
4	相談体制の強化	相談支援	相談支援、地域移行、就労支援、生活支援、障害者施設、災害対策、障害児支援、権利擁護について、取り組む機関はどこか、明確でないように思います。どの機関が担当するのかを明確にすべきだと思います。	計画の中では特に取組機関等について明記していませんが、市で発行している、福祉のしおりを使って、取組機関等について周知しており、継続して周知を図っていきます。
5	相談体制の強化	相談支援	障害には、いろいろな障害がありますが、障害の状況によってニーズや支援の形態があるので、その形態ごとに対応する必要があると思います。だれ(どの機関)が、どのように応えるのか、その対応について、ネットワークの構築をして推進すべきだと思います。	重層的支援体制整備を推進し、様々なニーズに応えられるネットワークを構築し進めていきます。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
6	相談体制の強化	相談支援	相談支援事業所が現在空きがありません。一生に渡り支援が必要な重度障害児・者にとって必要不可欠です。	相談支援体制の強化は、本市の重要な課題として認識しています。 市では、相談支援事業所の支援(支援者支援)を図り、運営力を高める取組や、自立支援協議会の下部組織の相談事業所連絡会において、周知・意見交換などの活動を実施する予定です。その中心的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を進めていきます。
7	相談体制の強化	地域生活支援拠点等の運用	地域生活支援拠点等の協力事業所の役割や位置づけなどについて、周知が十分ではないと思います。障害福祉サービス事業所、関係機関、民間団体、市民へ拠点支援協力を呼びかけてほしいです。	支援体制を構築する中で、現状の取組の周知や支援の輪を強化していく啓発等は非常に重要であると認識しています。その方法について、関係者と引き続き協議していきます。
8	相談体制の強化	サービス等利用計画相談	計画相談を新規で受けられる事業所は少ないので、真にサービス等利用計画が必要な方へのサービスを提供するためにも、特別支援学校や福祉サービス事業所、家族の方にもセルフプランの取り扱いについて、周知してほしいです。	市全体(市民・支援者・行政)として相談支援体制の現状など、情報共有がされ、それに則した内容で支援が行われるよう、周知や理解を求める取組を行っていく必要があると考えています。
9	保健・医療サービスの充実	医療の整備	スペシャルニーズ対応の病院が先頭にたって、講習会・情報共有を行ってほしいです。	本来、障害の有無に関わらず、誰もがどの医療機関でも安心して受け入れられる体制を整えることが、大事であると認識しています。 中核病院をはじめ、市内一般病院、診療所との連携の中で、障害者(児)通所支援やリハビリなどでかかわりのある病院を中心に、情報共有等ができる環境整備を進められるよう関係機関へ働きかけを行っていきたいと考えています。
10	保健・医療サービスの充実	医療連携の推進	合理的配慮好事例集等の「みんな違ってみんないい」冊子を活用するなどした、医療機関の方々への情報提供、理解への支援も検討してほしいと思います。	医療機関等から依頼があれば、出前講座を行い、障害理解と合理的配慮の周知啓発を行っています。その際、障害のある人を理解するためのガイドブック「みんなちがってみんないい」合理的配慮の好事例集を活用しています。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
11	地域生活への移行	当時者活動の支援	50代の障害者が70・80代と高齢の親の面倒を見ていて作業所に来れない状況もあります。また、親が認知症で病院へ行くことを促しても、いかないケースもあり、障害者の年齢に関係なく、保護者への対応も計画に入れてほしいです。グループホームでは、障害者本人だけでなく高齢の親御さんのケアもするので、この給料ではきついです。	御指摘のとおり、課題を検討する際に、その家族や環境の問題を一体として考えることは必要不可欠と考えます。市では障害・高齢など分野を越えた複合的な問題へのアプローチや支援者の支援の充実など、包括的な支援体制の構築を進めていきます。
12	障害児のサービス提供体制の構築	強度行動障害	豊富な知識・経験がある施設に学び、八王子市内で強度行動障害に対応した施設や人材を増やし、家族と遠く離れることなく地域で暮らせるようにしてほしいです。	強度行動障害に対応した事業所等を増やす取組を検討する中で、支援者の支援が大きな課題としてありました。御指摘のとおり支援者の専門研修や知識・技術力の向上、さらにはコーディネーターが伴走支援を行うことで、少しでも住み慣れた地域で暮らせる方を増やしていきたいと考えています。
13	障害児のサービス提供体制の構築	放課後等デイサービス	長期休み中の放課後等デイサービスの提供時間が短く、また卒業後の通所施設は更に時間が短いため保護者の就労が制限されてしまいます。利用時間の拡大やサポートしてもらえよう事業所づくりを考えてほしいです。	放課後等デイサービス事業のサービス提供時間については、事業所の人的体制を考慮し、安全なサービスが提供できる時間で行っています。今後、新規指定時の協議の中で、営業時間の延長等については、事業者に働きかけていきます。
14	障害児のサービス提供体制の構築	放課後等デイサービス	学校からデイサービス事業所までの移動が障害になり、利用できるサービスをあきらめるようなことがないように本計画に障害児の放課後等デイサービス事業所までの移動環境の整備を加えてほしいです。	移動支援の拡充については、御提案の内容も含めまして、優先順位をつけながら対応を検討をしています。
15	障害児のサービス提供体制の構築	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスについて、サービス提供時間を長くすることが難しいようであれば早期・延長ができるよう整備してほしいです。	放課後等デイサービス事業のサービス提供時間については、事業所の人的体制を考慮し、安全なサービスが提供できる時間で行っています。今後は、新規指定時の協議の中で、営業時間の延長等について、事業者に働きかけていきます。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
16	障害児のサービス提供体制の構築	障害児相談支援	障害児相談支援について、支援利用計画の作成を依頼するだけでなく、困ったときにすぐに利用できる相談支援事業所が増えるよう、お力添えをお願いします。	障害児を対象とした相談支援事業所は不足しており、担っていただける事業所をさらに増やしていく必要があると認識しています。必要な方が必要な時に相談支援事業所を利用できるよう、引き続き事業者働きかけていきます。
17	地域で生活するための体制整備	行動援護	行動援護の対象年齢を拡大してほしい。身近に利用できるよう事業所を増やし、学生など人材養成とサポート体制を整えてほしいです。	行動援護については、個別の状況に応じて児童でも支給決定していますので、相談をいただければと思います。事業所の新設については、市が設置場所を決めることはできませんが、研修については、本市に加え東京都が行っている研修を周知し、参加を促しています。
18	地域で生活するための体制整備	介護を行う家族支援	介護を行う家族支援の充実をしてほしいです。	御家族同士で互いの悩みや不安をわかちあうことで、乗り越えられることもあるかと思われます。引き続き障害のある方の御家族のネットワークづくりを促進するとともに、介護を行う家族支援の充実についても努めていきます。
19	地域で生活するための体制整備	障害者日中一時支援	18歳以降の障害者家族の就労を支援する意味でも、障害者日中一時支援を利用できるようにしてほしいです。 例えば、生活介護で送迎が9時から15時半の場合、親は限られた時間でしか就労できない。身近に利用できる事業所が少ない。朝・夕の居場所づくりをお願いします。	日中一時支援を担っていただける事業所を増やしていくことや、安定して運営できる環境を整えることは、非常に重要であると考えています。市では、事業を安定して運営するための環境や条件について、引き続き検討していきます。
20	地域で生活するための体制整備	移動支援	移動支援について、小学生から使いたいですし、利用目的も広げてほしいです。 自閉症で他害の心配や飛び出しの心配のある子どもと出かけられるよう、専門性の高い人がいる施設と契約したいです。 移動支援を取り扱ってくれる施設が増えるように、加算もたくさんつけてほしいです。 精神障害者以外の利用者なら、大学生に積極的に手伝っていただき、大学生への理解を深めてもらえると思うが、どうでしょうか？ その上で、利用できる移動支援の人数を増やしてほしいです。 もっと、障害のある方がでかけることを楽しめるようにしてほしいです。	移動支援の拡充については、御提案の内容も含めまして、優先順位をつけながら対応を検討をしているところです。また、事業所と大学生との連携についても、貴重な御提案として承ります。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
21	地域で生活するための体制整備	移動支援	移動支援について、小学生から利用できるよう対象年齢の引き下げをお願いいたします。また、利用目的についても、通学や通勤、福祉サービスの送迎にも利用できるよう拡充をお願いいたします。	移動支援の拡充については、御提案の内容も含めまして、優先順位をつけながら対応を検討をしています。
22	地域で生活するための体制整備	短期入所	短期入所施設の増設をお願いいたします。	市では事業所等を新設する事業者へ施設整備費を補助する事業を実施しており、短期入所(ショートステイ)の施設についても、事業者に対し、働きかけを行っていきたいと考えています。
23	地域で生活するための体制整備	移動支援	肢体不自由の方への移動支援の支給について、検討してほしいと思います。	課題として把握しており、引き続き検討していきます。
24	地域で生活するための体制整備	障害者が暮らしやすい住宅の整備	公営住宅を扱う団体や不動産業者に対し、障害者の住みやすい住居の整備を進めていく協力をしてほしいと思います。	現在、市内の不動産業者の協力のもと、障害のある方でも安心して相談等ができる環境を整えているところです。また、障害者の相談窓口でも居住支援のサポートを行っています。
25	地域で生活するための体制整備	住宅設備改善の給付	住宅改修の助成が同一物件だと一度しか受けることができず、必要な追加での改修ができないことが不便です。また、住宅改修をした部屋を退去する際、原状復帰には助成がないことも経済的な負担になりますので、制度の見直しをお願いしたいです。	小中規模改修は、必要な改修を十分に検討したうえで、原則1回に限り改修していただくこととなっています。限られた財源の中、少しでも多くの方に給付をさせていただきたいことから、直ちに制度の見直しを行うことは難しいところではありますが、御意見として参考とさせていただきます。
26	地域で生活するための体制整備	日中一時支援	家族や本人の生活の質を上げるためにも、日中一時支援について事業所が安定して経営できるように考えてほしいです。	日中一時支援を担っていただける事業所を増やしていくことや、安定して運営できる環境を整えることが重要と考えています。市では、事業を安定して運営するための環境や条件を検討していきます。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)」にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
27	地域で生活するための体制整備	ショートステイ	学童期のショートステイは、将来の入所のためにも緊急時対応のためにも必要ですが、受け入れ先が少ない状況であり、増設してほしいです。また、強度行動障害や医療的ケア児(者)のケースにも対応できる ショートステイが特に必要です。	市では事業所等を新設する事業者へ施設整備費を補助する事業を実施しており、重度障害の方の受け入れ施設を優先的に整備誘導を図っていきます。また、短期入所(ショートステイ)の施設についても、事業者に対し、働きかけを行っていきたいと考えています。
28	地域で生活するための体制整備	サービスの質の向上	現在の介護職員の初任者研修の中では、精神、知的、聴覚・視覚等の情報障害者の障害や支援ニーズの情報提供や実技実践が不足していると思われるので、それらについての補助的研修を検討してほしいと思います。また、派遣事業所が障害者の家事援助のサービス内容を介護保険の家事支援のサービス範囲と混同して、障害者のサービスの中で行うべきことを断ってしまうケースがあるため、事業者への正しい周知が必要と思います。	研修につきましては、東京都が行うものを周知させていただいているため、貴重な御意見として承ります。また、派遣事業所の障害者のサービス提供誤りについては、直接事業所に伝えますので、御相談ください。
29	地域で生活するための体制整備	同行援護	同行援護について、事業者が本サービスの従業者研修を受けやすくなる支援や、市主催の従業者研修等について、検討してほしいと思います。	同行援護事業に限らず、障害福祉サービス等事業者向けの研修については、市での研修実施に加え外部の研修等の案内を行っているところです。積極的に参加してもらえよう、引き続き取り組んでいきます。
30	地域で生活するための体制整備	ガイドヘルパー等派遣事業	障害者の就職促進、業務の継続を支援するために、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助」の制度の活用を検討してほしいと思います。	施策45「雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援」の中で検討していきます。
31	地域で生活するための体制整備	情報機器の活用	障害者が各々に適した情報機器を十分に活用できるよう、市がホームページや施設での情報提供での合理的配慮(情報保障)について、一層進めてほしいと思います。具体的には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」並びに、内閣府が定めたウェブアクセシビリティ方針にも沿った形でのホームページ作成を目指してほしいと思います。	情報提供については、広報はちおうじや市のホームページ等で周知しているところですが、今後も関係機関と連携をしながら、情報保障に努めていきます。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
32	障害者就労のさらなる促進	農福連携	<p>障害者が就農するための農業指導者を増やしていくことや、農作業が可能な用地を確保すること、またそこでの作業をやすくする工夫が必要になってくることから、市としても何らかの対策を考えていただければと思います。</p> <p>また、就農する障害者にとって働く喜びを得るため一定の工賃が得られるよう、農地をある程度大規模・効率化し、収益を上げられる仕組みも必要かと思っておりますので、市としても何らかの支援をしてほしいと思います。</p>	<p>障害者がどう農業へ関わっていくかについては、様々な視点から検討する必要があると認識しています。現在、はちおうじ農業塾への参加で施設従事者に農業のノウハウを学ぶ場を設け、人材育成や農家と事業所のマッチングによる農業体験の実施など、順次事業を実施しています。</p> <p>今後は、生産物の収穫、販売等を通じて、障害者が喜びや地域住民とのコミュニケーションが図られ、やりがいや工賃に繋がるよう、検討・実施していきたいと考えています。</p>
33	障害者就労のさらなる促進	就労	<p>現在 市内の特別支援学校の生徒の就労について、特に強度行動障害者、医療的ケア児(者)、肢体の受け入れ先がないので、支援してほしいです。</p> <p>また、グループホームに関しても 強度行動障害、医療的ケア児(者)、肢体の重度対応の施設が不足していますので、支援してほしいです。</p>	<p>強度行動障害の方や医療的ケアが必要な方に特化し、受け入れを行う専門の事業所等を増やすためには、御指摘のとおり、まずは支援者を確保し、その方々の専門的な知識・技術力の向上が必要となります。限られた資源のなかで行う福祉サービスにおいて、最大限効果が発揮できるような仕組みを検討していきます。</p>
34	スポーツ・芸術活動の推進	芸術活動	<p>多彩なアーティストの原石を磨く「芸福連携の八王子」生きがいや、生涯学習ができる体制づくりをお願いします。</p> <p>その人の持つ能力・才能を見だし伸ばす。作品の展示会など。</p>	<p>文化芸術活動については、障害福祉施設等とも協力しながら、障害当事者の作品を募集、展示する機会を設けています。今後も、生きがい、やりがいに繋がるよう、開催機会の拡大に向け関係機関等と連携を図っていきます。</p>
35	スポーツ・芸術活動の推進	スポーツ活動	<p>専門性のある方からの水泳指導など、障害者への趣味につながる活動を市として始めてほしいです。</p>	<p>公共施設を活用した様々な活動については、関係機関と連携しながら、障害のある方が生きがいをもって過ごせる場の提供につながるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えています。</p>

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)」にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
36	障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	計画全般	八王子市障害者計画とは、どのような計画なのかについて、健常者を含めて周知する必要があると思います。 また、障害者に対する接し方など、パンフレットや小冊子などで周知し、障害者が地域で暮らしやすい状況を醸成することが大事だと思います。	計画については、市のホームページで周知・啓発するとともに、計画の冊子を掲載し、だれでも閲覧できるようにしていきます。また、広報はちおうじ特集号においても、地域福祉計画及び高齢者計画・第8期介護保険事業計画と併せ周知・啓発を行っていきます。 障害理解と合理的配慮等については、市で発行する「みんなちがってみんないい」合理的配慮の好事例集等を活用するほか、いちよう祭りなどのイベントにおいて、引き続き周知していきます。
37	障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	障害理解	当該施設の職員の方々への障害理解と、合理的配慮についての情報提供を進めてほしいと思います。	事業者に対し、出前講座や障害者サポーター養成講座などを通じて、障害理解と合理的配慮のための情報提供を行い、さらなる周知を図っていきます。
38	地域で支え合える生活環境の推進	交流活動の推進	誰もが来たくなるようなカフェや遊び場など常設の交流の場を設けて、常時障害者と健常者が触れ合うことで、障害者に対する偏見や差別がなくなっていくと思います。	現在、市では、地域活動支援センターを市内3か所に配置し、障害の有無に関わらず地域の憩いの場として提供しています。まだまだ、施設の情報発信が行き届いていないこともありますので、様々なニーズに対応できる施設となるよう、今後もセンターや地域と協力し、周知等を行っていきたいと考えています。 また、「障害のある方もない方も安心して暮らせる八王子づくり条例」に基づく合理的配慮について、市内の公共施設以外の様々な店舗でも進むよう取組んでいきます。
39	バリアフリー社会の推進	情報保障	市から発信する情報については、原則、情報保障に配慮することとし、具体的には「点字、テキストデータ、ルビ振り、手話通訳や要約筆記」などの提供をお願いしたいです。	情報バリアフリー化として、現在、手話通訳、要約筆記等の派遣事業を行っています。また、障害に関する冊子について、アクセシビリティ版で提供するなどの取組も引き続き進めていきます。
40	バリアフリー社会の推進	情報保障	情報を必要とする人が、必要な情報に接しやすく、知りやすく、得やすくなるよう、冊子・届け出書式、制度説明等のpdf資料についてのテキストファイル化による情報保障と、わかりやすい情報公開を進めてほしいです。	現在、障害者福祉課で提供する冊子については、御意見のとおりテキストファイル化や、わかりやすい情報提供ができるよう、引き続き対応していきます。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
41	バリアフリー社会の推進	情報保障	市のDX計画推進担当や各所管へ、情報保障についての啓発を進めてほしいと思います。	現在、職員向けの情報バリアフリー等の研修を実施し、情報保障も含めた障害理解の周知を図っています。今後は、関係所管においても情報保障の発信・活用が図られるよう周知・啓発に努めていきます。
42	バリアフリー社会の推進	バリアフリー社会	市内の施設について、建物、案内サイン、情報提供について、バリアフリー化と合理的配慮を一層進めてほしいと思います。	さらなるバリアフリー化と合理的配慮を促進するため、市民が障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域で暮らすための手助け等を適切に行えるよう、啓発を進めていきます。
43	防災・防犯対策の連携・強化	福祉避難所	障がい者版災害対策マニュアルを作成し、備えておくべき。 知的・身体・強度行動・精神等、幅広い障害者のあらゆる年齢層の声を反映して、福祉避難所を運営してもらいたいです。	本市では、障害がある方のための防災マニュアルを作成し配布をしています。 また、災害対策基本法の改正等により、福祉避難所のあり方も見直しが行われています。その中で、避難に向けての課題についても、各種団体等との懇談会などを通じて、障害当事者、家族の声を聞き、ニーズに応えられるようマニュアルの改訂や避難所運営に繋げていきたいと考えています。
44	防災・防犯対策の連携・強化	防災	障害者、障害児の災害時の対応や防災など具体策をもっと考えていかななくてはならないと強く思いました。障害者、障害児の災害や防災時の支援、自助・共助・公助の部分での支援の目標数値なども知りたいと思います。 災害時に障害者だけでなく、支援者や一緒に避難所で過ごすであろう全市民の生命や安全に関係していくことかと思えます。 具体的には ①ヘルプカードの災害時、防災時の重要性の周知。 ②障害者、障害児のいる家庭への福祉避難所の周知。 ③障害の特性は一人一人違いグラデーションがあることから自助「備え」が重要であることを強く周知。 ④「障害がある方のための防災マニュアル」の内容の具体的例などの追加と存在の周知または配布など。	災害に対しては、自助・共助・公助を基に支援を行いますが、震災の状況で支援方法は変わるため、目標値を設定するのではなく、事前の備えと避難方法や経路、避難場所など、日頃からの意識が重要と認識しています。 また、協定を結んでいる福祉避難所との密な情報連携も欠かせないと認識しております。 避難所での生活においても、特に「避難行動要支援者」への対応が必要であり、福祉避難所への避難も含め、支援体制の整備を進めています。 御意見のとおり、市民への災害時における対応等について、周知が大切なことから、引き続き障害がある方のための防災マニュアル等を活用し周知に努めていきます。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
45	福祉サービスの質の向上	福祉関係者の資質向上	事業所に障害福祉サービスにおけるスキルアップの中心者を決め、定期的に勉強会を開くなど、促す働きかけをお願いします。	研修や講習の受講については、事業所の管理者だけでなく、職員も受講できるよう、促していきます。また、受講後の職場へのフィードバックは、知識を定着させるためにも大切ですので、しっかりと行うよう促していきます。
46	福祉サービスの質の向上	福祉関係者の資質向上	放課後等デイサービスなど、研修を受けた管理者から事業所内でスタッフへの勉強会を必ず開催し、スタッフへの知識向上やスキル向上を必ず行う体制にしてほしいです。	研修や講習の受講については、事業所の管理者だけでなく、職員も受講できるよう、促していきます。また、受講後の職場へのフィードバックは、知識を定着させるためにも大切ですので、しっかりと行うよう促していきます。
47	福祉サービスの質の向上	福祉関係者の資質向上	放課後等デイサービスや作業所は、利用者からの評価で市や国からの補助を決めてほしいです。しっかりやってるところと、そうでないところの差があります。	利用者からの評価を直接給付費(補助)に反映することは行っていませんが、事業所に対して御意見をいただいた場合は、御意見の報告や改善を促す指導を引き続き実施していきます。
48	福祉サービスの質の向上	福祉関係者の資質向上	人材確保は他業種、他の自治体との競合という面もあると思います。八王子市の施策が収入・待遇、労働条件、職場環境等の面で具体的で実効性の高い施策であることを期待します。	人材確保支援施策は、市内事業所による就職フェアを実施しています。事前に広報誌にて周知を行いますが、今後は実施場所、時期なども検討し、効果的な施策を行っていきます。
49	共に学べる学習環境の推進	高等教育機会の確保	大学コンソーシアム八王子の会則に「障害者が教育を受ける場合、生活や活動の支援の充実などを行う」等の文言を入れるよう要請するとともに、社会福祉協議会などの福祉関係の団体を大学コンソーシアムの加盟団体に加えていただくのが良いと考えます。	会則の変更及び福祉関係の団体の加入の御意見があったことについて、大学コンソーシアム八王子へ共有するとともに、御意見は今後の参考とさせていただきます。
50	その他	計画全般	P2⇒ 12行目「～条例」は「～条約」ではないでしょうか？	御指摘いただきありがとうございます。内容は修正しました。

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)」にいただいた御意見及び市の考え方について

番号	分野		御意見の概要	市の考え
51	その他	計画全般	計画全般について、一つのセンテンスが長いものがあるので、複数のセンテンスに分割したり、箇条書きにするなど、より分かりやすい表現にした方が良いと思います。	計画の記載方法につきましては、よりわかりやすいものとなるよう、今後の参考とさせていただきます。
52	その他	計画全般	「国の基本方針」と「市の基本的な考え方」などは、対照表として箇条書きに表現し、その差異を明示するなど、見やすく、分かりやすい表示にした方が良いと思います。(文字が多い場合は多少省略し、計画の末尾に資料として添付すれば良いように思います。)	計画の記載方法につきましては、よりわかりやすいものとなるよう、今後の参考とさせていただきます。
53	その他	計画全般	新規事業や変更実施事業は、その旨を明示した方が良いと思います。	計画の記載方法につきましては、よりわかりやすいものとなるよう、今後の参考とさせていただきます。

※市民参加条例第8条第2項の要件を満たしていない方の意見については、「パブリックコメント手続ガイドライン」に基づき、件数には含めず、意見のみの公表とさせていただきます。

番号	御意見の概要
1	知的障害者の施設において、重度の方や強度行動障害の方を受け入れる場が少ないことから、施設を選択している人が多いのではないかと思います。高齢の親が障害のある子どもを介護する老障介護の崩壊により悲しい事態になることを避けるためにも、新たな入所施設を建設することもやむを得ないと考えますが、どうでしょうか。